

公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を
求める意見書

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されている。無償化自体は全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策であるが、現場では保育需要が増大し、新たな負担が増えるなどの問題が生じ、緊急の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善が停滞・後退するという事態が引き起こされようとしている。

公定価格は現在でも不十分であり、引き上げこそ求められている。また、幼児教育・保育の無償化は保育の質を確保し、地方自治体や施設に新たな負担を強いることなく、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を、後退させることがないようにすすめられるべきである。

よって、国においては、必要な財源を確保し、保育施策の拡充のために必要な措置を講じられるよう、以下について要望する。

1. すべての施設が安定的に運営できるよう、実態をふまえて公定価格を引き上げ、改善すること。
2. 保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財政措置を行うこと。
3. 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）